

25 日 獣 発 第 161 号

平成 25 年 9 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議（第1回）の 検討結果について

本年7月に台湾行政院農業委員会から公表された野生動物における狂犬病の発生確認については、逐次関係通知等による情報提供を行うとともに、平成25年7月24日付け25日獣発第125号により狂犬病予防体制の強化のための予防注射率の向上につき協力をお願いしているところです。

一方、本件に関する情報交換とともに、同病のわが国への侵入防止、侵入した際のみん延防止のための緊急対応について検討を行うことを目的として、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則第16条第4項に基づく会議として標記会議を設置しました。

先般8月23日に早速第1回の会議を開催し、会議概要を別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

なお、本概要の内容については、日本獣医師会雑誌第66巻9号に掲載予定であることを申し添えます。

本件内容の問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会
事務局（事業担当） 松岡
TEL 03-3475-1601

台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議 (第1回)の概要

I 日時 平成25年8月23日(金) 10:00 ~ 11:30

II 場所 日本獣医師会 会議室

III 出席者

【委員】	座長 砂原 和文	日本獣医師会副会長
	酒井 健夫	日本獣医師会獣医学術部会部会長
	麻生 哲	日本獣医師会産業動物臨床部会部会長
	横尾 彰	日本獣医師会産業動物臨床部会副部会長
	細井戸大成	日本獣医師会小動物臨床部会部会長
	平井 清司	日本獣医師会家畜衛生部会部会長
	木村 芳之	日本獣医師会動物福祉・愛護部会部会長
	矢ヶ崎忠夫	日本獣医師会専務理事・職域総合部会部会長
【農林水産省】	荻窪 恭明	消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐 (獣医事班担当)
	珠玖 知志	消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室課長補佐 (検疫業務班担当)
	小佐々隆志	消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班 飼料安全専門官
【厚生労働省】	中嶋 建介	健康局結核感染症課感染症情報管理室長
	福島 和子	健康局結核感染症課課長補佐
【日本獣医師会】	藏内 勇夫	会長
	近藤 信雄	副会長
	北村 直人	顧問

IV 議 事

【説明事項】

- 1 台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議の設置について
- 2 本件に係る経過と日本獣医師会の対応について

【協議事項】

本件に係る情報交換と今後の方向について

- (1) 農林水産省からの情報提供
- (2) 厚生労働省からの情報提供
- (3) 今後の方向

V 概要

【会長挨拶】

- 1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。
 - (1) 本日はご多忙の中お集まりいただき厚く御礼申し上げます。
 - (2) 今回の台湾における野生動物の狂犬病発生は、わが国と同様、島国という地勢に恵まれて50年以上にわたり狂犬病清浄国としての地位を守ってきた国における発生であることから、他山の石とし、わが国においても関係者が一体となって一層の防疫体制の強化に努めなければならないと考えている。
 - (3) 日本獣医師会では、まず、関係者が参集して、本件に関する情報根幹を行う必要があるとして、この緊急対策会議を設置した。
 - (4) 本件に関する情報を交換し、問題を共有したうえで、本件に関し、獣医師・獣医師会が行うべき対応について協議いただければと考えている。
 - (5) 狂犬病予防対応の整備については、全般的に、本会が取り組むべき重要課題として取り上げ、対応していく方針を、会長として掲げているところであり、本会議が有意義なものとなることを期待する。

【説明事項】

- 1 台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議の設置について
矢ヶ崎専務理事から、会議設置の目的等が説明された。
- 2 本件に係る経過と日本獣医師会の対応について
矢ヶ崎専務理事から、本会のこれまでの対応が説明された。内容は以下のとおり。
 - (1) 平成25年7月17日： 厚生労働省から、「台湾における野生動物の狂犬病発生について（第一報）」により、7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の発表が行われたことについて情報提供があった。
これを受け、同日、日本獣医師会から地方獣医師会あてに同様の情報提供を行った（日獣会誌第66巻第8号に掲載）。
 - (2) 平成25年7月24日： 日本獣医師会から地方獣医師会あてに、本病予防の重要性に関する一般への普及啓発活動を強化するとともに、特に小動物診療施設においては、今春に狂犬病予防注射を接種していない犬の飼い主に対して確実に接種するよう呼びかけ、予防注射率の向上を図るよう協力依頼を行った（日獣HP及び上記7月17日付け通知とともに日獣会誌に掲載）。
厚生労働省から、「台湾における野生動物の狂犬病発生について（第二報）」（発生確認に至る経過等に関する情報）の情報提供を受け、日本獣医師会から地方獣医師会あてに同様の情報提供を行った。
 - (3) 平成25年7月25日： 平成25年度第4回業務運営幹部会議において、本件に関する情報交換が行われ、今後も情報収集と地方獣医師会への情報提供を継続するとともに、状況を注視しつつ必要に応じて対応を図ることとされた。

同日、農林水産省から、「犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地域を定める等の件」により、台湾を農林水産大臣の指定する地域から除く旨の通知があり、日本獣医師会から地方獣医師会あてに同様の情報提供を行った。

- (4) 平成 25 年 7 月 31 日： 厚生労働省から、「『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域』の一部改正について」により、台湾を厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域から除く旨の通知があり、日本獣医師会から地方獣医師会あてに同様の情報提供を行った。
- (5) 平成 25 年 8 月 1 日： 農林水産省ホームページ（水際における狂犬病対策について）において、本件に関する O I E（国際獣疫事務局）の情報が閲覧できる旨日本獣医師会から地方獣医師会あてに情報提供を行った。
- (6) 平成 25 年 8 月 6 日： 本件に関する日本獣医師会の対応として「台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議」を設置することを決定し、各職域理事（職域部会長・副部会長）に通知した。
- (7) 平成 25 年 8 月 7 日： 「台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議」の第 1 回会議を 8 月 23 日（金）に開催することを決定した。
- (8) 平成 25 年 8 月 21 日： 「世界狂犬病デー緊急セミナー（狂犬病の臨床診断）」主催：狂犬病臨床研究会の開催を後援した。

【協議事項】

1 本件に係る情報交換と今後の方向について

(1) 農林水産省からの情報提供

農林水産省から、O I E 情報による資料に基づき、現状が説明された。（資料は農林水産省ホームページで公開。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/rabies/pdf/130819_rabies_taipei.pdf

(2) 厚生労働省からの情報提供

厚生労働省から、厚生労働省における対応について説明された。内容は以下のとおり。

ア 台湾における狂犬病発生に伴う対応

(ア) 感染症法に基づく動物の輸入届出制度において、狂犬病の発生していない地域として厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除（7 月 17 日付けで各検疫所あて通知、7 月 30 日付で告示改正）。これにより、哺乳類（狂犬病予防法、家畜伝染病予防法の対象動物を除く）を台湾から輸入する際の衛生要件を強化（ちなみに、イタチアナグマは平成 15 年に輸入禁止動物に指定されたため、輸入の可能性はない）。

(イ) 全自治体の狂犬病予防担当課及び感染症対策課に事務連絡を發出して情報提供。

(ウ) 関係機関（日本獣医師会、日本医師会、動物輸入業者等）への情報提供

- (エ) 一般に対して、検疫所ホームページ（FORTH）やメールマガジン（感染症エクスプレス）等を通じて、台湾と甲に関する注意喚起
- (オ) 関係省庁（農水省動物衛生課、外務省、環境省）や専門家のネットワークを通じて、台湾の状況や国内野生生物の生息状況に関する情報収集
- (カ) 厚生労働省専門家の台湾への派遣

イ 危機管理対応マニュアルの整備

- (ア) 「狂犬病ガイドライン 2001」の追補版として「狂犬病ガイドライン 2013」を厚生労働省科学研究班で策定。国内で狂犬病発症動物が確認された場合の自治体等の対応についてモデルを提示

ウ 自治体担当者向け研修会の開催

- (ア) 動物由来感染症対策研修会を年 1 回開催。本年は 11 月 1 日開催予定。近年では「狂犬病発症犬の鑑別診断について（平成 24 年度）」、「狂犬病ガイドラインの骨子について（平成 23 年）」
- (イ) 狂犬病予防担当者会議を年 1 回開催。近年では「フランスの狂犬病発生対応に学ぶ、ヒトの狂犬病省令の概観と PEP の実際（平成 24 年度）」、「狂犬病の臨床症状と診断（平成 23 年度）」

エ 研究事業の実施（厚生労働省科学研究費補助金）

- (ア) 平成 25～27 年度 「わが国における狂犬病対策の在り方に関する調査研究」
- (イ) 平成 24～26 年度 「動物由来感染症に対するリスク管理手法に関する研究」
など

(3) 今後の方向

出席者による意見交換の中で、動物種が限定的である理由、なぜ一気に広範な地域で発生が確認されたのか、等、詳細が不明なことから、引き続き情報収集に努め、関係者の情報共有と迅速な対応を進めるとともに、狂犬病は直接の接触がなければ感染しない病気であることを念頭に冷静な対応を心がけ、我が国における狂犬病予防注射率向上に向けた一層の取り組みが必要である旨確認された。

【副会長挨拶】

- 1 閉会にあたり、近藤副会長から大要次の挨拶がなされた。
 - (1) 関係各省の皆様、また委員の皆様には、本日の会議への出席と検討へのご協力に心から御礼申し上げます。
 - (2) 島国として環境がよく似ている台湾での事例を十分に検討し、本会としても危機感を持って取り組みを進めたい。

- (3) 狂犬病予防の最前線に立つ獣医師の組織として、今後とも狂犬病を発生させてはならないとの強い決意をもって引き続き対応にあたりたいと考えているので、関係各位の引き続きのご協力をお願いします。